



ハグインレター



FROM ユアブレーション 尾上会計事務所

P1

コラム

「民間防衛」

有事の際の備えを説いたスイスの「民間防衛」という冊子をご存じでしょうか？この冊子のある会合で紹介されて知り、冷戦期にスイス連邦政府が国内の各家庭に配ったものであると聞いて、どんな内容なのか興味を持ち、早速購入して読んでみました。

スイスの司法警察省が国内の全世帯に無料配布した目的は主に2つで、1つは「国民に武力攻撃から身を守る備えをさせること」そしてもう1つは、「国内に潜む共産勢力への警戒を高めること」だったそうです。1970年に日本語版が出版されましたが、現在でも、内容はもとより、構成、レイアウト、挿絵もすべて原書を忠実に再現し、司法警察相の序文もそのまま掲載しており、現在の平和な日本の危機意識との違いを肌で実感できます。

日本では1995年1月17日に阪神・淡路大震災により、住まいやライフライン、道路・鉄道などに大きな被害が出た時、テレビ番組で防災のヒントに「民間防衛」の本を紹介したのが、ジャーナリストの木村太郎氏だったそうで、それを聞いた視聴者から注文が数多く寄せられ、それ以降に重版を重ねたようです。「有事への備え」に「災害への備え」が加わり、2007年の新潟県中越沖地震、2011年の東日本大震災、福島原発事故など大きな地震や大災害が起こるたび、インターネットの口コミで再び注目が集まり、売れ行きが伸びたとのこと。

そして東京都も「民間防衛」のアイデアを踏襲した災害対策マニュアル「東京防災外部リンク」を2015年に作成し、都内720万世帯に無料で配布したそうです。これがどんなものか、まだ私は目にはしておりませんが、当時都知事だった舛添要一氏が1976年頃にハンドブックの存在を知り、都にはそれまで全戸配布型の防災マニュアルはなく「東日本大震災など災害が多発していたため、都民の命を守るマニュアルを無償配布することが有益だと感じて、スイスの「民間防衛」の東京版を作れと役所に指示したとのこと。

「東京防災」は主に災害が起こった際の身の守り方、負傷者の手当、簡易トイレの作り方などを図入りで詳しく紹介しており、家族の人数に応じた備蓄品の量にも触れています。テロや武力攻撃が起こった際の対応も指南し、備蓄品をどれだけ用意しておいたらいいか、詳しく解説されています。都外在住者向けには130円で冊子を販売し、これまでに約62万部が売れたと聞きます。

つい先日の台風14号の影響による能登半島の被害は、映像で見てもとても悲惨なものでして、正月の地震に続いての重なる被災に、被災された方々の心情をお察しするととても忍びないものがあります。大変気の毒に感じました。しかし、それらの災害から国や地方自治体が守ってくれるわけではありません。その意味で「民間防衛」は「自分の身は自分で守ること」という意味にも感じました。我々も他所での災害を他人事と捉えず、自らの身を自分で守る準備をしておかなければいけないと、改めて強く感じさせられました。この冊子を読むのもとても参考になります。



<国民皆確定申告> 年末調整廃止の可能性を考える！

P2

自民党総裁選に出馬する河野太郎デジタル相が公約として掲げる「年末調整廃止」および「全国民が確定申告」が議論を呼んでいます。現時点では決定事項ではないものの、年末調整廃止の実現可能性について考えてみましょう。

★「マイナポータル連携」が大前提？

年末調整を廃止し、全国民が確定申告を行う場合には、確定申告手続きの簡略化が必要不可欠であり、そのためには「マイナポータル連携」の拡大がカギとなると考えられます。

マイナポータル連携とは、マイナンバーカードを通じて、確定申告に必要な収入（給与や公的年金など）や控除（生命保険やふるさと納税など）に関するデータを取得し、確定申告書の該当箇所に自動入力する機能です。

ちなみに、令和6年1月以降のマイナポータル連携の対象はこちらです。

<収入関係>

◎給与所得の源泉徴収票 ◎公的年金等の源泉徴収票 ◎株式の特定口座

<控除関係>

◎医療費・ふるさと納税 ◎生命保険・地震保険 ◎社会保険（国民年金保険料、国民年金基金掛金）

◎iDeCo・小規模企業共済掛金 ◎住宅ローン控除関係

このような連携機能や自動入力機能を活用することで、納税者が誰でも簡単にスマホから確定申告できる未来に近づけるかもしれません。

★年末調整廃止には課題が山積か？

デジタル化を促進することで確定申告のハードルは下がるものの、「国民皆確定申告」を実現するには、以下のような課題を解消する必要があると考えられます。

・デジタル化が難しい人への対応 ・税務署の事務負担軽減のための取組み ・シンプルな税制の実現

特に近年複雑さを増す税制は大きな課題となるでしょう。いくらデジタル化によって自動化できるとはいえ、所得要件や有利不利の判断など、税制への理解が求められる場面は少なくありません。そもそも複雑な税制こそが年末調整業務の負担増の一因となっているため、年末調整を廃止するか否かにかかわらず、シンプルな税制を追求することが大きな一歩となるのではないのでしょうか。

文責：中小企業経営革新等認定支援協議会

※新たにハクシオンレターの配信先をご紹介頂ける場合には、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

□ 下記へ配信してください。
会社名 _____

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL _____

FAX 079-288-0997
FAX _____



趣味

P3

レジャー感覚でも「密漁」に！？ 知っておきたい遊漁のルール

近年、悪質な密漁が問題になっています。アワビやナマコなどの高級食材を狙った組織的な密漁だけでなく、個人の消費を目的としたレジャー感覚での密漁も増加していることから、法律が改正され、罰則が強化されています。

日本の沿岸域には、多種多様な魚や貝、藻類が生息しており、私たちも豊かな水産資源の恵みを受けています。しかし、近年、水産動植物の密漁が増加しており、特に深刻なのが、アワビ、ナマコ、シラスウナギ（ウナギの稚魚）です。これらは沿岸域に生息し、比較的簡単に捕れ、高値で買い取る者がいることから、密漁の対象にされやすいのです。

そこで、平成30年に漁業法が改正され、アワビ、ナマコ、シラスウナギについては、漁業権や許可に基づく場合を除いて、これらをつまむこと自体が禁止となる罪が新設されました。違反した場合、3年以下の懲役又は3,000万円以下の罰金が科されます。

また、違法に捕られたものと知りながら、この3種を運搬、保管、所持したり、処分の媒介やあっせんをした場合にも密漁者と同じ罪に問われます。3,000万円という罰金額は、国内法では個人に対する罰金の最高額と大変重い罪になりますので、これら3種は絶対に捕まえてはいけません。

密漁になるのは、アワビ、ナマコ、シラスウナギを捕った場合だけではなく、アサリ・サザエなどの貝類、ワカメ・コンブなどの海藻類、イセエビやタコなどの定着性の水産動物で水産資源として有用なものは、「第一種共同漁業権」の対象になっており、共同漁業権は海岸線に沿った沿岸域のほとんどに設定されています。（共同漁業権…漁業者が一定の水面（海、川、湖など）を共同で利用して漁業を営む権利）このような場所で、一般の人が漁業権の対象になっている水産動植物を勝手に捕ると、「漁業権」の侵害として、「密漁」となり100万円以下の罰金が科されます。

また、都道府県ごとに釣りや潮干狩りなどで水産動植物を捕る際に使用できる漁具、貝や魚などの種類ごとの採捕して良い大きさ、禁止区域や禁止期間などが定められている漁業調整規則があります。釣りや潮干狩りなどで水産動植物を採捕する際は、必ず、各都道府県の漁業調整規則を確認するようにしてください。

磯遊びの延長であったとしても、必要な手続きを行わずに特定の水産動植物を捕った場合には、「密漁」として逮捕される可能性がありますので、海で釣りや潮干狩りを行う際はその地域での規則をしっかりと確認した上で楽しんでいただければと思います。

出典：政府広報オンライン（<https://gov-online.go.jp/useful/article/202107/2.html>）

（記事担当：佐々木）

※今後ハクシオンレターの配信をご希望されない方は、お手数ですが□に✓を入れご返信ください。

今後希望しない
会社名

ユアブレーション 尾上会計事務所 宛
TEL

FAX 079-288-0997
FAX

認定経営革新等支援機関から最新情報を配信！！

健康的で活気に満ちた職場環境の整備 健康経営優良法人2025の申請開始！

「健康経営優良法人」は、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、健康の保持・増進につながる取組を戦略的に実践している企業等が社会的に評価される環境を整備することを目的に、平成28年度から、企業規模別に「大規模法人部門」と「中小規模法人部門」の2部門において、各設問への回答に基づき日本健康会議が認定しています。

メリット

企業イメージや社会的信頼性が高まり、競争力の強化や顧客に対する信頼感の向上が期待できます。また、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上にも繋がります。



健康投資
従業員への

- ✓ 従業員の健康増進・活力向上
- ✓ 優秀な人材の獲得、離職率の低下
- ✓ 企業ブランド・労働生産性の向上
- ✓ 金融・保険面での優遇措置 など



顕彰制度について

認定

健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)認定申請書の内容に基づき、要件の達成状況を判定します。中小規模法人部門の上位500社までの法人は「ブライト500」として認定されることに加え、今年度から上位501位から1500位の法人は「ネクストブライト1000」として認定されます。



認定フロー

check!

健康経営ポータルサイトより
申請申込ページへ



「健康経営優良法人(中小規模法人部門)認定申請書」をダウンロードし、
自社の取り組み状況を記載の上、アップロード

申請内容に基づき審査

認定委員会において審議

日本健康会議が「健康経営優良法人」を認定

※詳細は、健康経営ポータルサイトをご確認ください。

認定企業取組事例



業種:情報通信業
地域:北海道・東北
従業員数:50~99人

取組	効果
週休2日制の導入と 休みやすい環境作り	年間休日120日以上を実現。社員の健康を守り、本人や家族の生活の質の向上につながっている。
無駄を省きシステムを 100%活用	全体会議を縮小し会議時間をコントロールする。 残業時間の軽減と休日増加につなげた。
人間磨き教育を徹底	「活力朝礼」や凡事徹底で社員一人ひとりがコミュニケーション力や学ぶ力が会得。労働時間は大幅減でも収益は低下していない。

時間外労働の削減

「社員が一番の財産と考え健康経営に取り組んできた」様々な働き方改革の取り組みにより、「健康経営優良法人」に2017年から5年連続で認定。2021年には優良な上位500法人に対して新しく付与されることになった「ブライト500」の認定も受けている。



社員間のコミュニケーションを高める「ありがとうカード」を導入

令和6年度申請期間

健康経営優良法人2025(中小規模法人部門)

認定申請期間 令和6年8月19日(月) ~ 令和6年10月18日(金)17:00



認定までの過程で健康経営へ取り組むこと自体にも大きな価値があるため、是非とも認定取得を目指しましょう。詳しくは当事務所まで一度ご相談ください。

～認定支援機関で対応できます～

各種補助金申請

経営改善計画書の作成

優遇金利での資金調達

創業支援

など...

詳しくは当事務所まで
お尋ねください

▼動画でも
ご視聴できます

